

第1回 総会議事録

1 開催の日時 令和5年7月31日（月）午後1時30分～午後3時30分

2 開催の場所 ホテル白鳥 3階 鳳凰の間

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

- 議 第 1号 松江市農業委員会会長の選任について
- 議 第 2号 松江市農業委員会副会長の選任について
- 議 第 3号 議席の決定について
- 議 第 4号 松江市農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 議 第 5号 運営委員会委員の選出について
- 議 第 6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議 第 7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議 第 8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議 第 9号 非農地確認について
- 議 第10号 松江市農用地利用集積計画の決定について
- 議 第11号 農地、非農地の判断（非農地通知の発出）について

報告第 1号 会長専決処分の報告

報告第 2号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員（19名） 欠席委員（0名）

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1番 小村 伸吾 (出) | 2番 吉岡 雅裕 (出) | 3番 角田 正紀 (出) |
| 4番 足立 裕子 (出) | 5番 伊藤 和明 (出) | 6番 吉岡 幸雄 (出) |
| 7番 清原 昭 (出) | 8番 磯部 美津子 (出) | 9番 古藤 俊光 (出) |
| 10番 渡部 文明 (出) | 11番 宮廻 彰夫 (出) | 12番 永江 りえ (出) |
| 13番 勝田 達雄 (出) | 14番 矢野 秀行 (出) | 15番 松本 喜次 (出) |
| 16番 石原 一男 (出) | 17番 岸本 定朝 (出) | 18番 森口 順子 (出) |
| 19番 三島 進 (出) | | |

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	永井 秀之	農地係主任主事	石原 裕子
農地係長	松浦 孝	農地係主事	岸本 康作
農地係主任	佐藤 努	行政専門員	森田 稔
農地係副主任	藪木 南緒		

6 会議内容

- 事務局 局長 只今から、第1回松江市農業委員会総会を開会いたします。私は、農業委員会事務局長の永井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。会議の進行につきましては、松江市農業委員会会議規則に準じて進行させていただきます。議席でございますが、先ほど抽選をしていただき、仮議席としてご着席いただいております。そういたしますと、総会の次第に従って始めさせていただきます。はじめに、本総会の招集権者であります松江市長からご挨拶を申し上げます。
- 市長 (挨拶)
- 事務局 局長 続きます、大変お忙しい中、ご臨席を賜りましたご来賓の方から、ご祝辞を賜りたいと存じます。松江市議会議長 様よろしくお願ひいたします。
- 市議会 議長 (祝辞)
- 事務局 局長 ありがとうございます。本日は、ご来賓の方々にお越しいただいております。皆様方それぞれからご祝辞を賜るのが本意ではございますが、時間の関係もございまして、ご紹介のみにさせていただきます。それでは、ご紹介申し上げます。ただいまご祝辞を賜りました松江市議会議長、吉金隆様、松江市議会経済委員会 委員長 森本秀歳様、一般社団法人島根県農業会議 事務局長 和久利由美様、松江市土地改良区理事長 加藤滋夫様、島根県農業協同組合くにびき地区本部 執行役員 副本部長 中村隆様。以上の皆様でございます。また、市から産業経済部 松浦部長に同席いただいております。以上でご紹介を終わります。なお、ご来賓の皆様と市長、松浦部長には、この後の予定がございますので、ここでご退席をされます。本日は、ご多用のところご臨席を賜り、大変ありがとうございました。
- これより、議事に入ります。会長が決定するまでの間、臨時議長を選出し議事運営をお願いする必要がありますが、地方自治法第107条の規定を準用し、年長の委員が臨時に議長の職務を行うこととし、三島委員にお願いしてはいかがでしょうか。
- (異議なしの声)
- 事務局 局長 異議なしということですので、それでは、三島委員にお願いしたいと思います。また、お手元の総会議案1ページの右下、松江市農業委員会臨時議長の続きに「三島進」と記入していただきますようお願いいたします。
- 臨時 議長 (19番委員) それでは議事に入ります。
- 本総会に出席された委員数を確認いたします。在任委員19人のうち出席委員は19人です。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。本日の、議事録署名委員については、1番委員、2番委員をお願いいたします。次に、書記は事務局の森田行政専門員と石原主任主事をお願いいたします。なお、総会において発言される委員は、挙手を行い、私が許可したのち、起立をされマイクを使用のうえ議席番号を述べてから発言をお願いします。
- 議第1号「松江市農業委員会 会長の選任について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 農業委員会委員名簿は2ページのとおりです。
- 臨時 議長 「農業委員会等に関する法律」第5条に基づき、会長の選任を求めるものでございます。なお、同条第2項に、会長は、委員が互選した者をもって充てるとあります。
- 12番委員 互選につきましては、投票による方法と、指名推選により決定する方法がありますが、どちらの方法が良いか、意見を求めます。
- 私は、投票による方法が良いと思います。

臨時議長 　　ただいま、投票による方法との発言がありましたので、それでは、会長の互選方法は投票により行います。これより「会長の選挙」を行います。現在の出席委員数は19人です。事務局担当者は投票用紙を配付してください。ここで、開票立会人3名を定めたいと思いますが、指名についてお諮りします。臨時議長のほうで指名してよろしいですか。

(異議なしの声)

臨時議長 　　異議がないようですので、3番委員、4番委員、5番委員にお願いします。投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声)

臨時議長 　　配付漏れなしと認めます。事務局担当者に投票箱を改めさせます。異常なしと認めます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載して、1番委員から順次投票してください。投票漏れはありませんか。

(なしの声)

臨時議長 　　投票漏れなしと認めます。投票箱を閉鎖します。開票を行います。開票立会人の方、立ち合いをお願いします。

選挙の結果を報告いたします。投票総数19票であります。総投票中、三島委員17票、角田委員1票、矢野委員1票、計19票。以上の結果、三島進委員が会長に決定しました。それでは、会長に当選されました三島進委員、挨拶をお願いします。

(就任のあいさつ)

19番委員
臨時議長 　　それでは新会長が決まりましたので、議長を交替させていただきます。議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

議長
(三島会長) 　　農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により、議長の職務を行います。議第2号「松江市農業委員会副会長の選任について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　　農業委員会等に関する法律第5条第5項に基づき、副会長の選任を求めるものでございます。条文では「会長が欠けたとき、又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」とされており、この、会長の職務を代理する者として、副会長を選任するものです。

議長 　　副会長の互選につきましては、投票による方法と、指名推選により決定する方法がありますが、どちらの方法が良いか、意見を求めます。

14番委員
議長 　　私は、投票による方法がいいと思います。

議長 　　ただいま、投票による方法との発言がありましたので、それでは、副会長の互選方法は投票により行います。これより「副会長の選挙」を行います。現在の出席委員数は19人です。事務局担当者は投票用紙を配付してください。開票立会人3名を定めたいと思いますが、先ほどの3名の方を引き続き指名してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長 　　異議がないようですので、3番委員、4番委員、5番委員、引き続きお願いします。投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声)

議長 　　配付漏れなしと認めます。事務局担当者に投票箱を改めさせます。異常なしと認めます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載して、1番委員から順次投票してください。投票漏れはありませんか。

(なしの声)

議	長	投票漏れなしと認めます。投票箱を閉鎖します。開票を行います。開票立会人の方、立ち合いをお願いします。
		選挙の結果を報告いたします。投票総数 19 票であります。総投票中、岸本委員 15 票、矢野委員 3 票、吉岡雅裕委員 1 票、計 19 票。以上の結果、岸本定朝委員が副会長に決定しました。それでは、副会長に当選されました岸本定朝委員、ご挨拶をお願いします。
1 7 番 委 員		(就任のあいさつ)
議	長	ありがとうございました。
		続いて、議第 3 号「議席の決定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	局	松江市農業委員会会議規則第 5 条により議席は、任命の後最初に行われる総会の初めにくじで定め各議席に番号をつけるとされております。現在の議席表を、只今からお配りします。
議	長	議席の決定についてお諮りします。配付しました議席表をそのまま本議席として決定することについて、ご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、本議席を決定します。
		議第 4 号「松江市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	局	それでは 6 ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項において、農業委員会は農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないこととなっております。当該推進委員については、4 月の選考委員会で決定した 6 ページ記載の名簿のとおりです。ご審議をお願いいたします。
議	長	それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
		(なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第 4 号は原案の名簿のとおり委嘱することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第 4 号は原案の名簿のとおり委嘱することに決定いたします。
		つづいて議第 5 号「運営委員会委員の選出について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	局	松江市農業委員会規程第 10 条に基づき、6 人の運営委員会委員の選出が必要となります。ついでに、会長、副会長以外の残り 4 人の選出をお願いいたします。
議	長	会長、副会長以外の運営委員 4 人の選出方法について、皆様からの意見を求めます。
9 番 委 員		先般、次期運営委員候補者が各ブロックから推薦されております。その候補者の方が、ふさわしいと思います。
議	長	事務局は、運営委員候補者の方を報告してください。
事 務 局	局	吉岡雅裕委員、吉岡幸雄委員、角田正紀委員、宮廻彰夫委員でございます。
議	長	お諮りいたします。この方たちを運営委員に選出することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。それでは、運営委員になられた方は前に出ていただき、一人

議 運 議	營 委 員 長	<p>ずつ自己紹介をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(一人ずつ自己紹介)</p> <p>ありがとうございました。</p>
事	務 局	<p>つづいて議第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
		<p>失礼いたします。それでは、議第6号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の8ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は4件7筆で、いずれも所有権移転の案件です。</p>
		<p>はじめに、22番の案件についてご説明いたします。申請は、宍道町宍道の畑1筆、現況畑の田2筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、申請地を自作地として耕作するためです。受人の世帯は、耕運機、田植機、稲刈機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。</p>
		<p>続いて23番の案件についてご説明いたします。申請は、宍道町白石の現況畑の田1筆、田1筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のためです。受人の世帯は、トラクター、田植機、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、果樹と水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。</p>
		<p>続いて24番の案件についてご説明いたします。申請は、八束町遅江の畑1筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、家庭の事情のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、家庭の事情のためです。受人の世帯は、耕運機、トラクター、草刈機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。</p>
		<p>最後に25番の案件についてご説明いたします。申請は、八束町遅江の畑1筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、進入路が狭く、耕作に不便なためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、申請地は、居住地の隣地に位置しており、耕作に便利なためです。受人の世帯は、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。</p>
		<p>以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 6 議	番 委 員 長	<p>それでは、旧委員会の現地調査班から報告をお願いします。</p> <p>事務局からの説明にあった通り、いずれの案件も、許可相当であると判断しました。</p> <p>ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と旧委員会の現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p>
		<p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第6号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
		<p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第6号は原案のとおり許可することに決めます。</p>

議 事 局	長 務 局	<p>次に議第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>議第7号、今月の農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案の11ページと併せて、農地法第4条の説明資料の1ページをご覧ください。</p> <p>初めに、4条10番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は福原町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、長屋住宅です。転用面積は173㎡、所要面積は隣接する宅地と合わせて600.26㎡です。事業計画ですが、申請地を整備して長屋住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、4条11番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は八束町江島の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、時期は不明ですが農用地区域から除外済みです。転用目的は、資材置場です。転用面積は403㎡、所要面積も同様の403㎡です。事業計画は、申請地を整備し、資材置場として使用するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議 6 番 議	長 委 員 長	<p>それでは、旧委員会の現地調査班からの報告をお願いします。</p> <p>事務局からの説明にあった通り、いずれの案件も、許可相当であると判断しました。ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と旧委員会の現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。</p> <p>議第7号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第7号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第7号は、原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に、議第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	局	<p>議第8号、今月の農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。議案の13ページと併せて、農地法第5条の説明資料の5ページをご覧ください。</p> <p>初めに、5条31番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は朝酌町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和B区域です。農地区分は、過去に土地改良があることから第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、長屋住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は1,056㎡、所要面積は実測面積で1,057.09㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して長屋住宅2棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p>

次に、5条32番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は朝酌町の3筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和B区域です。農地区分は、過去に土地改良があることから第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、長屋住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は1,045㎡、所要面積は実測面積で1,046.43㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して長屋住宅2棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。なお、現地調査の際に、先程の5条31番との比較で、建築面積が同じであるのに建築費に大きく違いがあるとのこと指摘がありました。申請者代理人に確認したところ、5条32番の建築費に公道上の既設上下水道管を対象地まで延長する工事の経費を建築費に合算して計上していたとのこと、誤りがあったため、資金計画を修正しております。修正後の建築費に若干の差異がありますが、これは住宅内部の仕上げや設備に若干の違いがあるため、建築費はまったく同じにはならないとのことでした。

次に、5条33番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西持田町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、建売住宅です。転用面積は161㎡、所要面積は隣接するため池等を合わせて6,940.05㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、全体計画は申請地を含んで27区画の分譲宅地を整備するものですが、対象農地を含む4区画については宅地造成のみでは転用許可ができないため、この4区画は建売住宅として整備するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条34番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は大庭町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、資材置場です。転用面積は896㎡、所要面積も同様の896㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、資材置場として使用するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。なお、対象地は市街化調整区域内ですが、既に休憩所として使用している建物が建っていましたので、説明資料には他法令との関係として開発行為許可と記載しております。しかし、資材置場の休憩所では開発許可を受けることが困難であるため、開発許可を不要とするため、転用事業者はこの建物を撤去されたことを、7月24日に事務局で現地を確認しております。

次に、5条35番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町佐々布の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域内の農地であるため第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は265㎡、所要面積も同様の265㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条36番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転

用場所は西浜佐陀町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用目的は工事発生土の仮置場です。転用面積は870㎡、所要面積も同様の870㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和5年12月31日までです。事業計画ですが、申請地を水道施設配水管整備工事に伴う工事発生土の仮置場として一時転用するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条37番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は東生馬町の3筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用目的は現場事務所及び資材置場です。転用面積は1,749㎡、所要面積も同様の1,749㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和6年3月29日までです。なお、現地調査の際にご質問がありました一時転用の期間につきましては、現在、転用事業者が島根県より請け負っている工事期間で申請されているもので、今後続きます2期工事、3期工事については、その受注が決まった時点で再度農地転用申請をされるということでした。事業計画ですが、申請地を急傾斜地崩壊対策工事に伴う現場事務所及び資材置場として一時転用するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条38番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は東忌部町の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、一部が農用地区域内農地、一部が第2種農地です。土地利用計画との調整ですが、一部が農用地区域内です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用目的は工事用仮設道路及び資材置場です。転用面積は1,558㎡の内291.20㎡、所要面積も同様の291.20㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和5年10月31日までです。事業計画ですが、申請地を●●●工事に伴う工事用仮設道路及び資材置場として一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条39番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は竹矢町の2筆の一部です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用目的は資材置場です。転用面積は1,952㎡の内600㎡、所要面積も同様の600㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定で、一時転用期間は令和5年12月31日までです。事業計画ですが、申請地を●●●●工事に伴う資材置場として一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条40番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町御津の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積204㎡、所要面積も同様の204㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、

事	務	局	<p>資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>最後に、5条41番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は美保関町千酌の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用目的は土砂仮置場です。転用面積は499㎡、所要面積も同様の499㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定で、一時転用期間は令和6年3月31日までです。事業計画ですが、申請地を整備し、●●●工事に伴う土砂の仮置場として一時転用するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議	6	長	<p>それでは旧委員会の現地調査班からの報告をお願いします。</p>
議	7	長	<p>事務局からの説明にあった通り、いずれの案件も、許可相当であると判断しました。ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と旧委員会の現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p>
議	7	員	<p>5条37番の案件は、長期にわたり耕作がされていない土地であったが、一時転用が終了次第、耕作ができるような状態に復旧するように頼むことはできないか。</p>
事	務	局	<p>一時転用終了後、対象地区の農業委員に耕作ができる状態に復元されているのかを確認していただいております。また、今回の案件は既に転用事業者へ転用終了次第、草刈等を行い、耕作ができるような状態に復元するように伝えております。</p>
議	7	員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
議		長	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議		長	<p>ないようでございますので、採決いたします。</p> <p>はじめに、議第8号のうち、番号31番および32番以外は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第8号のうち、番号31番および32番以外の案件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議		長	<p>ご異議なしということですので、議第8号のうち、番号31番および32番以外の案件については、原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に、議第8号のうち、番号31番および32番は、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる案件でございます。議第8号のうち、番号31番および32番は、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議		長	<p>ご異議なしということですので、議第8号のうち、番号31番および32番は、原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。</p> <p>次に、議第9号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	局	<p>それでは、議第9号、非農地確認についてご説明いたします。お手元の議案と併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は3件13筆です。</p>
事	務	局	<p>それでは、9番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、上大野町の都市</p>

事務局 計画区域外、農用地区域外の畑1筆です。申請人は、ご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道西ノ村譲葉線と市道西ノ村5号線の交点から南に約200メートル進んだ地点から西に約100メートル進んだ地点に位置する1筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、7月6日に大野地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。昭和26年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

続いて、10番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、島根町大芦の都市計画区域外、農用地区域外及び農用地区域内の畑5筆です。申請人は、ご覧のとおりです。申請地は、市道大芦浜線と市道瑞光寺東線の交点から南に約50メートル進んだ地点から南側約100メートルの地点周辺に位置する2筆、市道慎原線と市道小具2号線の交点から南に約50メートル進んだ地点から南側約30メートルの地点の西側約5メートルの地点に位置する1筆、市道市原線と市道海鳥線の交点から北西に約80メートル進んだ地点から南側約50メートルの地点周辺に位置する2筆の計5筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、7月10日に島根地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。昭和55年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

続いて、11番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、宍道町西来待の都市計画区域外、農用地区域外及び農用地区域内の田2筆、畑5筆の計7筆です。申請人はご覧のとおりです。申請地は、市道横見東1号線と市道横見東2号線の交点から北西側約130メートルの地点に位置する1筆、市道横見東1号線と市道宍道来待線の交点から北に約130メートル進んだ地点の東側に位置する3筆、市道大森上来待線と市道大野2号線の交点の南側に位置する2筆、市道大森上来待線と市道大野2号線の交点から南側約150メートルの地点に位置する1筆の計7筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、6月29日に宍道地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。平成10年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決します。議第9号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第9号は原案のとおり確認することに決めます。次に議第10号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議第10号「松江市農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画についてご説明をいたします。相対契約について、利1、2は本庄地区、2の1筆を除き新規案件です。利3、4は八束地区、3は更新案件、4は新規案件です。今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田4,782.00㎡、畑27,511.00㎡、計

事 務 局	32,293.00 m ² です。今月は、転貸契約はございません。以上、ご審議のほど、お願いいたします。
議 長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
	(なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決いたします。議第10号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第10号は原案のとおり決定することに決めます。次に議第11号「農地、非農地の判断(非農地通知の発出)について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、議第11号非農地判断及び非農地通知の発出についてご説明いたします。お手元の議案26ページから30ページをご覧ください。本案件につきましては、令和4年8月頃に皆様に実施していただきました、農地利用状況調査におきまして、B分類とされた農地の内、非農地とすることが適当とそれぞれ担当地区の旧委員の皆様にご判断いただきましたものについて、精査ができたものを、議案として挙げさせていただきます。また、経営移譲年金等により簡単に除去できない農地等は外し、今後農地としては復元できない、または、継続的に利用できないと見込まれるものを、整理させていただいています。なお、ご承認いただけましたら、発出先が特定できた方に対し非農地通知を発出する予定です。説明は以上です。
議 長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
	(なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決いたします。議第11号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第11号は原案のとおり承認することに決めます。次に、報告に入ります。報告第1号「会長専決処分の報告」、報告第2号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。
事 務 局	(報告)
議 長	報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。以上で議事を終了しましたので、第1回松江市農業委員会総会を閉会いたします。

以上のとおり会議の顛末を記載して議事録を作成し、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

委 員

委 員